平成２２年（フ）第３４０２号
愛知県海部郡大治町大字長牧字中道44番地
ジャルダン石川201号
債務者　福田　利恵（旧姓野口）
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３７９９号
愛知県春日井市岩野町２丁目７番地６
債務者　川村江利子
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第５号
三重県伊賀市上神戸4560番地の252
債務者　眞田　敏彦
1　決定年月日時　平成23年１月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２３年（フ）第６号
三重県伊賀市上神戸4560番地の252
債務者　眞田　千秋
1　決定年月日時　平成23年１月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２３年（フ）第７号
三重県伊賀市服部町３丁目86番地
債務者　山口　修一
1　決定年月日時　平成23年１月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２３年（フ）第１０号
兵庫県伊丹市大鹿４丁目29番地、前住所兵庫県伊丹市鋳物師４丁目３番地２　401号
債務者　大西　孝一
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第１１号
兵庫県伊丹市大鹿４丁目29番地
債務者　大西　勝美
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第１７７号
広島県三原市青葉台14番１号
債務者　谷口穂奈美
1　決定年月日時　平成23年１月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２２年（フ）第１７８号
広島県三原市長谷２丁目16番１号
債務者　島津真理子
1　決定年月日時　平成23年１月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２３年（フ）第３号
広島県尾道市因島田熊町243番地
債務者　村上　雅子
1　決定年月日時　平成23年１月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２３年（フ）第７号
広島県尾道市高須町5561番地４
債務者　島田　邦子
1　決定年月日時　平成23年１月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２２年（フ）第１４５号
山口県柳井市新庄1808番地７
債務者　村上由美子
1　決定年月日時　平成23年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２２年（フ）第１４８号
山口県柳井市遠崎326番地、住民票上の住所山口県柳井市神代1327番地
債務者　江元　　梢
1　決定年月日時　平成23年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２２年（フ）第１５０号
山口県岩国市元町２丁目５番17―402号
債務者　土井　　浩
1　決定年月日時　平成23年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２２年（フ）第６４１号
愛媛県松山市道後今市１番24号　コーポ興栄101号
債務者　石原　順治
1　決定年月日時　平成23年１月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
松山地方裁判所

平成２３年（フ）第３号
愛媛県伊予市下吾川1934番地２
債務者　宮内　英一
1　決定年月日時　平成23年１月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第４８６号
宮崎県東諸県郡国富町大字本庄1772番地　町住向陽団地61―１―７
債務者　佐藤由香里
1　決定年月日時　平成23年１月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第５４７号
宮崎市佐土原町下那珂11764番地３、前住所宮崎市大字広原1009番地
債務者　齊藤　公紀
1　決定年月日時　平成23年１月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
宮崎地方裁判所破産係